（証券コード　5246）

（発信日）2025年２月12日
（電子提供措置の開始日）2025年２月5日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町三丁目８番３号
日本橋ライフサイエンスビルディング３
株式会社ELEMENTS
代表取締役社長　　長谷川　敬起

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによる議決権の事前行使ができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁～４頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」にしたがって、2025年２月26日（水曜日）午後７時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第11期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
　　当社ウェブサイト　https://ir.elementsinc.jp/meeting/

　また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コード（5246）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
　　東証ウェブサイト
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬　具

記

1 日　　時　2025年２月27日（木曜日）午後１時00分（受付開始：午後0時30分）

2 場　　所　東京都中央区日本橋室町１丁目５番５号
室町ちばぎん三井ビルディング８階
日本橋ライフサイエンスハブ LSH-A会議室

3 目的事項

［報告事項］

1. 第11期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

［決議事項］

第1号議案　定款一部変更の件

第2号議案　監査等委員でない取締役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

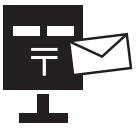
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎本定時株主総会において、お土産のご用意や株主懇親会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

「株主総会参考書類」をご参照のうえ、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年２月26日（水）
午後７時までに到着



インターネット

議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年２月26日（水）
午後７時まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※裏表紙の「会場案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

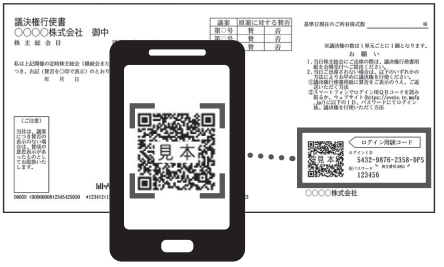
2025年２月27日（木）
午後１時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法（スマートフォン・タブレット等から）

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

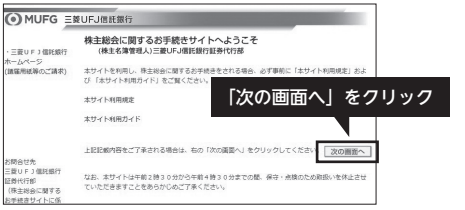
同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

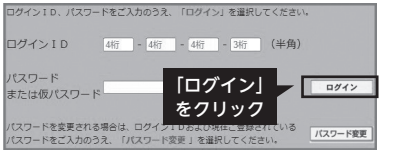
「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス

https://evote.tr.mufg.jp/



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分までの間はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
  (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
  (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したいと存じます。

1．　提案理由

当社の今後の事業領域の拡大及び新分野への展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加するものです。

2．　変更内容

変更内容は次のとおりです。

（下線部分は変更部分）

現行定款	変更案
（目的） 第2条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。	（目的） 第2条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。
1～11　(省略)	1～11　(現行のとおり)
(新設)	12　<u>データセンター運営事業およびこれらに付帯するハードウェアもしくはソフトウェアの販売または貸与</u>
(新設)	13　<u>古物の買取および販売</u>
12～15　(省略)	14～17　(現行のとおり)

第２号議案　監査等委員でない取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役３名が任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役３名を選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。また、各取締役候補者から、就任の同意を得ております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	久田（くだ）康弘（やすひろ） (1985年４月20日生)	2008年４月　大和証券SMBC㈱（現 大和証券㈱）入社 2014年７月　当社取締役及び代表取締役就任 2017年３月　㈱MYCITY取締役就任 2019年３月　㈱sole（現 ㈱IDEAL）取締役就任 2019年７月　同社代表取締役就任（現任） 2024年２月　㈱アドメディカ取締役就任（現任） 2024年４月　当社代表取締役会長就任（現任）	6,600,000株
2	長谷川（はせがわ）敬起（ひろき） (1977年12月17日生)	2002年４月　PwCコンサルティング㈱（現日本アイ・ビー・エム㈱）入社 2005年11月　㈱ドリコム入社 2016年11月　当社入社 2020年２月　㈱PASS（現 ㈱Liquid）代表取締役就任（現任） 2023年２月　当社取締役就任 2024年２月　㈱アドメディカ取締役就任（現任） 2024年４月　当社代表取締役社長就任（現任）	156,000株
3	大岩（おおいわ）良行（よしゆき） (1987年11月４日生)	2013年１月　㈱ファストビッド（現 TokyoSmith㈱）入社 2014年８月　当社入社 取締役就任（現任） 2020年２月　㈱PASS（現 ㈱Liquid）取締役就任（現任）	134,000株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、各取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定された役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社の役員としての業務につき行った作為・不作為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る賠償金や争訟費用等について填補することとしています。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回当該保険契約を更新する時には、同程度の内容で更新することを予定しております。

以上

事　業　報　告

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和を背景に、経済活動が正常化に向かい、景気は緩やかに持ち直す動きがみられました。しかしながら、円安の影響による物価高、欧米における金融引き締めの影響や中国経済に対する先行き懸念など、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの提供するAIクラウド基盤（IoP Cloud）は、「個人認証ソリューション」と、主にヒトの生活三大要素であります「衣食住」の分野において、モノやサービスの「個人最適化ソリューション」を提供しております。新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に、社会全体のデジタル化が進む中、当社グループが提供する「個人認証ソリューション」と「個人最適化ソリューション」を用いたＤＸ化の需要は拡大傾向にあります。

「個人認証ソリューション」が提供するオンライン本人確認サービス「LIQUID eKYC」は、犯罪収益移転防止法の改正及びコロナ禍の影響を受け、市場が拡大しております。株式会社矢野経済研究所「eKYC／当人認証ソリューション市場に関する調査（2023年)」（2023年7月18日発表）によれば、eKYCおよび当人認証ソリューション市場の規模は2025年度には152億円に達すると見込まれており、業界を横断して更なる広がりが予想されています。また、中長期的には各業界におけるDXは加速し、活発な投資が行われることが見込まれます。

このような環境の中で当社グループは、当連結会計年度を前期に引き続き、国内における主力サービスの拡大期と位置付け、事業を展開してまいりました。

当連結会計年度における売上高は2,545,724千円（前期比31.2％増)、EBITDA（注）は343,089千円（前期はEBITDA △125,757千円)、営業利益は57,916千円（前期は297,485千円の営業損失)、経常損失は27,290千円（前期は355,453千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は132,915千円（前期は338,711千円）となりました。

（注）EBITDA＝営業利益＋減価償却費（有形・無形固定資産）＋株式報酬費用＋のれん償却額

なお、当社グループはIoP Cloud事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリース資産を含めて324,026千円であります。主な内訳としては、AIクラウド基盤(IoP Cloud)の開発及び運営機能の充実・強化等を目的とした設備投資であり、セールアンドリースバック取引によるサーバー等（リース資産）の増加であります。

(3) 資金調達の状況

当社は2024年7月にCVI Investments, Inc.による新株予約権の行使を通じ、312,000千円の資金調達を行いました。また、同年8月には金融機関から総額625,000千円の借入実行により資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社は、2024年11月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社MYCITYを吸収合併いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2024年２月29日に株式会社アドメディカの発行済株式の50.1％を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(8) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

区　　分	2021年11月期 第８期	2022年11月期 第９期	2023年11月期 第10期	2024年11月期 (当連結会計年度) 第11期
売　　上　　高	1,362,051千円	1,651,627千円	1,940,397千円	2,545,724千円
経　常　損　失	695,026千円	600,945千円	355,453千円	27,290千円
親会社株主に帰属する 当　期　純　損　失	568,988千円	561,569千円	338,711千円	132,915千円
１株当たり当期純損失	42.84円	39.47円	16.07円	5.66円
総　　資　　産	2,614,856千円	2,351,432千円	3,629,103千円	4,916,868千円
純　　資　　産	1,269,829千円	684,649千円	1,018,951千円	2,609,033千円
１株当たり純資産額	△241.74円	21.13円	40.26円	85.95円

(注) 1. 当社は、第９期より連結計算書類を作成しております。第８期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

2. 当社は、2022年10月13日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

3. １株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を、純資産の部の合計額から控除して算定しております。

4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第９期の期首から適用しており、第９期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	2021年11月期 第８期	2022年11月期 第９期	2023年11月期 第10期	2024年11月期 (当事業年度) 第11期
売　　上　　高	322,673千円	431,821千円	751,695千円	1,070,758千円
経常利益(△損失)	△98,843千円	△45,283千円	△18,511千円	4,033千円
当　期　純　損　失	259,993千円	48,050千円	515,886千円	86,284千円
１株当たり当期純損失	19.58円	3.37円	24.48円	3.68円
総　　資　　産	2,199,857千円	2,457,275千円	3,752,508千円	4,592,805千円
純　　資　　産	1,533,713千円	1,485,662千円	1,808,197千円	3,128,851千円
１株当たり純資産額	△201.37円	74.08円	76.19円	120.07円

（注）1. 当社は、2022年10月13日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。
2. １株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を、純資産の部の合計額から控除して算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第９期の期首から適用しており、第９期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、以下の３点を主な対処すべき課題と認識しております。

① サービス設計と品質の維持
② 情報管理体制の強化
③ 財務体質の強化

① サービス設計と品質の維持

当社グループが提供するAIクラウド基盤（IoP Cloud）は、サービス提供の過程で日々取得する「ヒト」に関するデータを継続的に機械学習することで、サービス品質の維持・向上に繋げております。価値が高いサービスを提供するには、大量のデータを日々取得できる、効率的な機械学習環境を整備することが有効であると当社グループは考えており、日常生活の自然な導線上でユーザーにお使いいただけるよう、ユーザビリティの高い自社サービスの設計と品質の維持を心がけております。

② 情報管理体制の強化

当社グループはサービスの提供において、ヒトに関するデータ（ユーザーの個人情報）を取り扱っております。外部の不正アクセスや当社グループから情報の漏洩等が発生した場合には、損害賠償責任を負う可能性があるほか、当社グループが企業としての社会的信用を喪失し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。機密情報や個人情報について、以前より社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行っておりますが、今後も引き続き情報管理の徹底及び体制の強化を図ってまいります。

③ 財務体質の強化

当社グループは経常損失および当期純損失が継続しております。今後、計画している十分な売上高が獲得できない場合には経常損失および当期純損失の赤字が継続する可能性があります。当社グループは経営の健全性を保つために、キャッシュ・フローを重視した経営に努めておりますが、今後の事業強化や拡大を図るためには資金が必要となります。そのような場合に備え、常に一定水準の手元流動性を確保し、信用獲得に努めてまいります。手元流動性確保のため、資金調達や内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の更なる強化を図ってまいります。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、グループビジョンに「自分だけの要素を知ることで、より自分らしい生き方を選択できる世界に」を掲げております。ヒトがネットワークに直接繋がることがビジョンの達成に必要な要素と考えており、その世界観を「IoP（Internet of Persons)」と定義しております。また、「IoP」の実現のために、「IoTセンサー」と「ヒトに関するビッグデータ」と「AI」を組み合わせることで、個人を自動で認証し、個人の特徴を解析し、モノ・サービスを個人に最適化するためのシステムを「AIクラウド基盤（IoP Cloud)」と定義しております。

当社グループは、「IoP Cloud事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、「個人認証」、「個人最適化」、並びに「個人情報管理」の3つのソリューションに区分されております。

(11) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Liquid	500千円	100.0%	生体認証事業
X PLACE 株式会社	5,000千円	80.0%	行動解析の技術を活用した事業
株式会社アドメディカ	32,400千円	50.1%	ヘルスケア事業、WEB 広告事業、メディカルサプライ事業

(12) 主要拠点等

名称	所在地
本社（子会社の本社含む）	東京都中央区日本橋本町三丁目８番３号

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
87 [2]名	25 [△2]名

(注) 臨時雇用人員数は、[ ] にて外数で記載しております。なお、臨時雇用人員とは、正規従業員以外の有期雇用従業員であります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	1,165,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	233,332千円
株式会社りそな銀行	104,163千円
株式会社きらぼし銀行	33,336千円

(注) 当座貸越契約による調達額の残高を含んでおります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　80,186,800株
(2) 発行済株式の総数　24,501,814株
(3) 株主数　12,079名
(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
久田康弘	6,600,000	26.93
株式会社BOC	1,480,000	6.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,104,500	4.50
野村信託銀行株式会社（投信口）	811,100	3.31
上田八木短資株式会社	735,300	3.00
楽天証券株式会社	673,300	2.74
株式会社SBI証券	498,600	2.03
JP JPMSE LUX RE JEFFERIES INTL LTD EQ CO	297,700	1.21
山谷明洋	245,100	1.00
東急不動産株式会社	236,200	0.96

（注）自己株式は保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 第５回新株予約権

発行決議の日	2016年11月22日
新株予約権の数	25個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式25,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金120円
新株予約権の行使期間	2018年11月23日から2026年11月22日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 ② 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。 ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から１年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

② 第15回新株予約権

発行決議の日	2020年２月27日
新株予約権の数	200個
保有人数 当社監査等委員である取締役	１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式20,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金630円

新株予約権の行使期間	2022年２月28日から2030年２月27日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 ②　当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。 ③　本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から１年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

③　第20回新株予約権

発行決議の日	2021年７月29日
新株予約権の数	488個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式48,800株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金630円
新株予約権の行使期間	2023年７月30日から2031年７月29日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 ②　当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。 ③　本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から１年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

④　第28回新株予約権

発行決議の日	2024年２月１日
新株予約権の数	3,000個
保有人数 当社監査等委員である取締役	３名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式300,000株
新株予約権の発行価額	１個当たり1,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金733円
新株予約権の行使期間	2025年３月１日から2034年２月28日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権者は、2024年11月期から2028年11月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、以下の(a)または(b)に掲げる条件を満たした場合にのみ、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能割合の上限割合は 100%とし、行使可能となる新株予約権の個数に１個未満端数が生じる場合においては、これを切り捨てるものとする。 (a)いずれかの連続する２事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が35億円以上であった場合：行使可能割合 50% (b) 2028年11月期までに到来する当社の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が50億円以上であった場合：行使可能割合 100% なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権の主な行使条件	② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑤ 第29回新株予約権

発行決議の日	2024年５月31日
新株予約権の数	4,760個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式476,000株
新株予約権の発行価額	１個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金883円
新株予約権の行使期間	2026年12月１日から2035年11月30日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、2026年11月期から2034年11月期までの各事業年度の当社の連結損益計算書に記載された売上高が、以下の(a)から(e)までの各段階に応じて設定された各条件を満たした場合にのみ、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる新株予約権の個数に１個未満端数が生じる場合においては、これを切り捨てるものとする。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権の主な行使条件	(a)①2026年11月期の売上高が一次目標額を達成した場合…行使可能割合20％②2026年11月期の売上高が二次目標額のみ達成した場合…行使可能割合10％ (b)①2027年11月期の売上高が一次目標額を達成した場合…行使可能割合30％②2027年11月期の売上高が二次目標額のみ達成した場合…(a)の行使可能割合（(a)の事業年度につき二次目標額を達成していないときは、当該二次目標額を達成したとみなして算出する。）に5％を加算した割合 (c)①2028年11月期の売上高が一次目標額を達成した場合…行使可能割合40％②2028年11月期の売上高が二次目標額のみ達成した場合…(b)の行使可能割合（(b)の事業年度以前に二次目標額を達成していない事業年度があるときは、当該事業年度に係る二次目標額を達成したとみなして算出する。）に5％を加算した割合 (d)①2029年11月期の売上高が一次目標額を達成した場合…行使可能割合50％②2029年11月期の売上高が二次目標額のみ達成した場合…(c)の行使可能割合（(c)の事業年度以前に二次目標額を達成していない事業年度があるときは、当該事業年度に係る二次目標額を達成したとみなして算出する。）に5％を加算した割合 (e) ①2026年11月期から2034年11月期までのいずれかの一事業年度の売上高が一次目標額を達成した場合…行使可能割合100％②2026年11月期から2034年11月期までのいずれかの一事業年度の売上高が二次目標額を達成した場合…行使可能割合75％ なお、(a)から(e)までに掲げる事業年度における一次目標額及び二次目標額は、以下のとおりとする。 (a) 2026年11月期：一次目標額4,100百万円、二次目標額3,940百万円 (b) 2027年11月期：一次目標額5,130百万円、二次目標額4,720百万円 (c) 2028年11月期：一次目標額6,410百万円、二次目標額5,670百万円 (d) 2029年11月期：一次目標額8,010百万円、二次目標額6,800百万円 (e) 2026年11月期から2034年11月期まで：一次目標額15,000百万円、二次目標額11,500百万円

新株予約権の主な行使条件	②　上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使日が属する決算期の前事業年度において、当社の連結損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書から計算されるEBITDA（営業利益＋減価償却費（有形・無形固定資産）＋株式報酬費用＋のれん償却額）が１円以上となった場合（当該決算期の開始後において当該EBITDAが１円以上となることが明らかとなった場合を含む。）に限り、本新株予約権を行使することができる。 ③　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の代表取締役の地位にあることを要する。 ④　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⑤　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥　第30回新株予約権

発行決議の日	2024年５月31日
新株予約権の数	3,570個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式357,000株
新株予約権の発行価額	１個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金883円
新株予約権の行使期間	2026年12月１日から2035年11月30日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権者は、2026年11月期から2034年11月期までの各事業年度の当社の連結損益計算書に記載された売上高が、以下の(a)から(c)までの各段階に応じて設定された各条件を満たした場合にのみ、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる新株予約権の個数に１個未満端数が生じる場合においては、これを切り捨てるものとする。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 (a) 2026年11月期から2034年11月期までにおいて、いずれかの一事業年度の売上高が5,000百万円を超過し、かつ、当社の流通株式時価総額が500億円を超過した場合…行使可能割合33% (b) 2026年11月期から2034年11月期までにおいて、いずれかの一事業年度の売上高が10,000百万円を超過し、かつ、当社の流通株式時価総額が1,000億円を超過した場合…行使可能割合66%

新株予約権の主な行使条件	(c) 2026年11月期から2034年11月期までにおいて、いずれかの一事業年度の売上高が15,000百万円を超過し、かつ、当社の流通株式時価総額が1,500億円を超過した場合…行使可能割合100% ※時価総額＝（当社普通株式の発行済株式総数－当社が保有する当社普通株式に係る自己株式数）× 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使日が属する決算期の前事業年度において、当社の連結損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書から計算されるEBITDA（営業利益＋減価償却費（有形・無形固定資産）＋株式報酬費用＋のれん償却額）が１円以上となった場合（当該決算期の開始後において当該EBITDAが１円以上となることが明らかとなった場合を含む。）に限り、本新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の代表取締役の地位にあることを要する。 ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

第27回新株予約権

発行決議の日	2024年２月１日
新株予約権の数	1,646個
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く） 当社子会社使用人	 52名 ２名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式164,600株
新株予約権の発行価額	０円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金100円
新株予約権の行使期間	2026年３月１日から2034年２月28日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権者は、以下の(a)乃至(b)の条件を満たした場合にのみ、当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能割合の上限割合は100%とし、行使可能となる新株予約権の個数に１個未満端数が生じる場合においては、これを切り捨てるものとする。 (a) 2024年11月期において、有価証券報告書に記載された当社の（連結）売上高が24.85億円以上であった場合：行使可能割合50% (b) 2024年11月期において、有価証券報告書に記載された当社の（連結）売上高が26.15億円以上であった場合：行使可能割合100% なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、会計基準の変更、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 ②　新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、従業員若しくは顧問の地位にあることを要する

新株予約権の主な行使条件	③　新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から１年間又は新株予約権を行使することができる期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 ④　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 ⑤　その他権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

第28回新株予約権

発行決議の日	2024年２月１日
新株予約権の数	2,400個
交付された者の人数 　当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く）	７名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式240,000株
新株予約権の発行価額	１個当たり1,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金733円
新株予約権の行使期間	2025年３月１日から2034年２月28日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 ②　当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。 ③　本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から１年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) その他新株予約権に関する重要事項

①当社はストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランを導入し、第19回新株予約権を発行しております。

発行決議の日	2021年６月29日
新株予約権の数	6,666個
交付された者の人数 受託者	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式666,600株
新株予約権の発行価額	40円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金630円
新株予約権の行使期間	2023年３月１日から2031年７月６日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年11月期から2026年11月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、2,750百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。 ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。 ④ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から１年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権の主な行使条件	⑤　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注）当社の創業者である代表取締役の久田康弘は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社及び当社子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者（以下「当社等役職員等」という。）向けのインセンティブ・プランとして、2021年６月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年７月２日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託®」（以下「本信託（第19回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第19回新株予約権）に基づき、コタエル信託株式会社に対して、2021年７月７日に第19回新株予約権（2021年６月29日臨時株主総会決議）を発行しております。本信託（第19回新株予約権）は、当社が、当社等役職員等の中から、その貢献期待に応じて受益者を指定し、第19回新株予約権6,666個（本書提出日現在１個当たり100株相当）を６か月おきに段階的に分配させるというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社及び当社子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく予め定められた基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第19回新株予約権の分配を受けた者は、当該第19回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第19回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	久田康弘
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。）
信託契約日	2021年７月１日
信託の種類と新株予約権数	第19回新株予約権　6,666個
信託期間満了日	受益者指定権が行使された日（以下「受益者指定日」という。）。なお、2021年12月末を始めとする毎年６月末及び12月末に行使される予定であります。

信託の目的	本信託（第19回新株予約権）は、当社等役職員等のうち、当社に対して将来的に貢献が期待される者に対して、第19回新株予約権を交付することを目的としております。
受益者適格要件	当社は、当社等役職員等のうち、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益者指定日の１か月前の応答日までに、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者の確定に必要となる手続きを完了させた後、受益者指定日に受益者を指定することにより受益者を確定させます。当社の定める交付ガイドラインでは、当社の経営管理部管掌取締役及び社外役員複数名（ただし、委託者を除きます。）によって構成される評価委員会が、①今後採用される役職員の貢献期待度に対するインセンティブ、及び②役職員の今後のさらなる貢献を期待したインセンティブという交付目的ごとに、新株予約権の将来の交付のための参考としてインセンティブパッケージを仮に付与していき、後日仮に付与されたインセンティブパッケージを参考に新株予約権の個数を決定して交付する方法により、定められた頻度で当社等役職員等の評価を行い、第19回新株予約権の配分を行うものとされております。

②2023年８月17日開催の取締役会決議により、CVI Investments, Inc.に対する第２回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しており、当該社債に付された新株予約権の内容は次のとおりであります。

発行決議の日	2023年８月17日
新株予約権の数	30個
付与対象者	CVI Investments, Inc.
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式1,200,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	2023年９月５日から2026年９月７日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。

第２回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は以下のとおりであります。

新株予約権と引き換えに払い込む金銭	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない
転換価額	780円
転換価額の修正条件	2024年３月４日、2024年９月４日、2025年３月４日、2025年９月４日、2026年３月４日、2026年９月４日（以下、個別に又は総称して「CB修正日」という。）において、当該CB修正日以降、当該CB修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（１円未満の端数切り上げ）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が325円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、CB修正日にかかる修正後の転換価額が780円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とします。

③2023年８月17日開催の取締役会決議により、CVI Investments, Inc.に対する第25回新株予約権を発行しております。

発行決議の日	2023年８月17日
新株予約権の数	9,000個
付与対象者	CVI Investments, Inc.
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式900,000株
新株予約権の発行価額	921.5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき金780円（行使価額の修正はなし）
新株予約権の行使期間	2023年９月５日から2027年９月６日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等

地　　位	氏　　名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	久田　康弘	株式会社IDEAL代表取締役 株式会社アドメディカ取締役
代表取締役社長	長谷川　敬起	株式会社Liquid代表取締役 株式会社アドメディカ取締役
取締役	大岩　良行	株式会社Liquid取締役
取締役 (監査等委員)	沖田　貴史	ナッジ株式会社代表取締役 Fintech協会代表理事会長
取締役 (監査等委員)	石川　正俊	株式会社エクスビジョン取締役 東京理科大学学長 東京先端技術研究所株式会社取締役
取締役 (監査等委員)	井上　伸一	株式会社アーケム監査役

（注）1. 2024年４月１日付で、久田康弘氏は代表取締役から代表取締役会長に就任いたしました。
2. 2024年４月１日付で、長谷川敬起氏は取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）沖田貴史氏、取締役（監査等委員）石川正俊氏、取締役（監査等委員）井上伸一氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員）沖田貴史氏は、当社の経営に対し助言・様々な支援を行っていただいており、決済関連分野における深い知見や実績、海外事業における経験を有しております。
5. 取締役（監査等委員）石川正俊氏は、長年にわたり東京大学にて教授を務められており、現在も東京理科大学の学長を務められ、学識研究者としての豊富な経験と専門的な知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）井上伸一氏は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社及びその子会社であるキヤノンITソリューションズ株式会社の部長・執行役員・取締役・監査役を歴任しており、IT分野における深い知見や内部統制等における経験を有しております。
7. 取締役（監査等委員）井上伸一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等損害賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額会社負担としております。当社および当社の子会社の取締役を被保険者とし、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業業績と株主価値の持続的向上に向け、取締役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた総額の範囲内において、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の決議により代表取締役に一任し決定することを基本方針としており、当該方針は取締役会で決議しております。具体的には、基本報酬のみを支払うこととし、業績連動報酬等または非金銭報酬等は支給しないものとします。

当社の取締役の基本報酬は、毎月一定額を現金で支給することとし、役位や職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定するものとします。

② 取締役の個人別の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等は、2016年８月26日開催の臨時株主総会決議において年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の員数は３名であります。また、2017年２月22日開催の定時株主総会決議及び種類株主総会決議において、上記報酬とは別枠で年額５百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行すると決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の員数は３名であります。

監査等委員である取締役の報酬等は2022年６月16日開催の臨時株主総会決議において年額15百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち、社外取締役は３名）であります。また、2020年２月27日の定時株主総会決議において、監査等委員に対し上記報酬とは別枠で年額５百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行すると決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち、社外取締役は３名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役久田康弘がその具体的内容について委任を受けるものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み、社外取締役の助言、提言を踏まえ決定いたします。代表取締役に権限を委任した理由は、当社全体の業績評価及び各取締役の評価を行うために最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

④　当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会において、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤　取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	51,012	51,012	―	―	3
取締役（監査等委員）(うち社外取締役)	4,950 (4,950)	4,950 (4,950)	―	―	2 (2)

（注）上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2024年２月28日開催の第10回定時株主総会の終結の時を以て退任した社外取締役（監査等委員）１名を含み、無報酬の社外取締役（監査等委員）２名を除いているためであります。

(5) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外取締役（監査等委員）沖田貴史氏は、ナッジ株式会社代表取締役、Fintech協会代表理事会長であります。当社は、同氏が所属するナッジ株式会社と営業取引を行っており、並びに、同氏は当社の潜在株式20,000株を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には資本関係及び取引関係はありません。

社外取締役（監査等委員）石川正俊氏は、株式会社エクスビジョン取締役、東京理科大学学長、東京先端技術研究所株式会社取締役であります。当社と兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

社外取締役（監査等委員）井上伸一氏は、株式会社アーケム監査役であります。当社と兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	沖田貴史	国内外の事業における長年の経験及び会社経営者としての豊富な経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、当事業年度に開催された取締役会13回中12回、監査等委員会13回中12回に出席し、取締役会等出席時における事業内容への質問等により、上記社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取締役 (監査等委員)	石川正俊	学識研究者としての豊富な経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、就任後に開催された取締役会10回中10回、監査等委員会10回中10回に出席し、取締役会等出席時における事業内容への質問等により、上記社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取締役 (監査等委員)	井上伸一	IT分野における深い知見や内部統制等における経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査等委員会13回中13回全てに出席し、取締役会等出席時における情報管理体制への質問や、当社内部統制に関する有益な提言等により、上記社外取締役として期待される役割を適切に行っております。

5. 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　36,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役会から提案された会計監査人に対する報酬に対して、当社の規模・特性、監査日数等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（4）責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

（1）内部統制システム構築の基本方針に関する決議の内容

① 監査等委員会の補助体制

ア 監査等委員会は、必要に応じその職務の補助を担当する使用人（以下、補助者という。）を任命し、会社の情報収集等を指示する。補助者はその指示内容について守秘義務を負い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けない。

イ 監査等委員会の補助者の採用、異動、懲戒及び人事考課は、監査等委員会の同意を得て行う。

ウ 会社の取締役及び従業員は、監査等委員会の補助者の業務遂行に対して協力し、一切の制約を行わない。

② 監査等委員会への報告体制

ア 会社の取締役及び従業員は、監査等委員会又は監査等委員から、業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかにかつ正確に報告する。

イ 会社の取締役及び従業員は、業務又は財務の状況に重要な影響を与えるおそれのある事項を発見したとき、直ちにその旨と内容を、監査等委員会又は監査等委員に報告する。

ウ 監査等委員会又は監査等委員に報告した者は、内部通報制度規程に基づき、いかなる不利益も受けない。

③ 監査の実効性の確保

ア 監査等委員会又は監査等委員は、代表取締役と定期的に会合し、経営方針、対処すべき課題、事業等のリスク、監査のための体制整備、監査上の重要な事項について、意見交換を行う。

イ 監査等委員会は、定期的に内部監査担当を出席させ、内部監査の実施結果を報告させる。

ウ 監査等委員会規程に定める監査等委員会の職務の執行に係る費用は、会社が負担する。

④ 情報の管理体制

取締役の職務の執行状況に係る取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、関連資料等は、法令及び文書取扱規程に基づき作成、保存するとともに、取締役、会計監査人、内部監査担当及び監査等委員会の補助者は、随時これらを閲覧できる。

⑤　リスク管理体制

ア　会社で発生したリスク又は予見されるリスクについては、リスク管理規程に定めるリスク管理担当役員及びリスク管理担当役員が選任したリスク管理推進委員が、分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会に報告するとともに、その実施を求める。

イ　会社は、有事の際の事業継続に備え、会社の取締役及び従業員に対し、事業継続（ＢＣＰ）マニュアルを整備し、必要に応じて適切な見直しを図る。

⑥　業務執行の妥当性の確保

ア　取締役会は、会社の中期経営計画及び年間活動計画を決定する。また、毎月１回以上開催し、代表取締役から、子会社を含む月次の事業概況報告を確認する。

イ　代表取締役は、原則毎月１回、経営会議を開催し、取締役会に委任された事項を決議するほか、職務権限規程に基づく事項を協議して決定する。監査等委員は、経営会議に参加して審議の状況を確認できる。

⑦　コンプライアンス体制

ア　会社の取締役及び従業員は、行動規範及びコーポレート・ガバナンス基本方針に基づいて行動する。経営管理部は、子会社も含め、定期的に及び必要に応じて臨時に、コンプライアンスに関する啓蒙・教育研修を実施する。

イ　内部監査担当者は、会社の業務遂行におけるコンプライアンスの状況の監査を定期的に行い、代表取締役及び監査等委員会に報告する。

ウ　会社の従業員は、法令・定款等に違反する事実を発見した場合、内部通報制度を利用して、経営管理担当取締役及び監査等委員会に、その旨と内容を直接通報できる。また、経営管理部は、コンプライアンス研修等において、当該制度の周知を図る。

エ　会社は、反社会的勢力排除規程を運用し、反社会的勢力との関係を一切遮断する。継続取引先については定期に、新たな取引先については都度、可能な限りの調査を行うとともに、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携を保持する。

⑧　会社グループの管理体制

ア　子会社の代表取締役は、毎月、会社の関係会社管理担当取締役に事業概況報告を行う。

イ　会社としての⑤リスク管理体制、⑦コンプライアンス体制により、子会社の業務の適正性を確保する。経営管理部長は、関係会社管理規程に基づいて子会社の統括的な管理を行うとともに、子会社の会計状況を定期的に監督する。内部監査担当は、定期的に業務の適正性に係る内部監査を実施し、会社の代表取締役、経営管理部長及び監査等委員会に報告する。

ウ　取締役会は、会社グループの財務報告に係る内部統制基本計画書を事業年度毎に制定する。内部監査担当は、当該計画書に基づいて監査を行い、会社の代表取締役に報告する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

①　会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当事業年度において、取締役会を13回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、経営に関わる重要事項についての会議を原則週１回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

②　コンプライアンス・リスク管理に関する取組み

当社では、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施することとしております。また、内部監査人は、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

③　監査等委員による監査体制

当事業年度において監査等委員会を13回開催し、監査等委員会において定めた監査等基準及び監査計画に基づいた監査を実施し、取締役による業務の執行を監査しております。監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査人及び会計監査人と情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について非常勤監査等委員と内部監査人が意見交換を行っております。

④　財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

新規事業の運営に当たり、内部統制システムを有効的かつ効率的に実施するため、経営管理部及び経営企画部は、業務プロセス実施者に対し法令遵守やリスク管理についての教育並びに業務報告プロセスの構築について指導を実施しました。

7.　会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8.　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針でありますが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、会社法第459条に基づき、期末配当は11月30日、中間配当は５月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の定款規定を設けており、配当の決定機関を取締役会としております。

(事業報告に係る注記)

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,207,262**	**流動負債**	**707,122**
現金及び預金	2,746,276	買掛金	43,911
売掛金	391,581	短期借入金	233,332
棚卸資産	3,481	1年内返済予定の長期借入金	81,000
その他	80,984	未払金	228,919
貸倒引当金	△15,060	未払法人税等	20,121
固定資産	**1,709,605**	リース債務	47,009
有形固定資産	**244,898**	賞与引当金	8,438
建物附属設備	25,056	その他	44,389
車両運搬具	7,207	**固定負債**	**1,600,711**
工具器具備品	18,150	長期借入金	1,221,499
リース資産	194,484	リース債務	170,937
無形固定資産	**1,252,127**	資産除去債務	6,106
ソフトウエア	325,149	繰延税金負債	202,168
ソフトウエア仮勘定	38,090	**負債合計**	**2,307,834**
のれん	304,418	**(純資産の部)**	
顧客関連資産	584,469	**株主資本**	**2,105,999**
投資その他の資産	**212,579**	**資本金**	**10,000**
投資有価証券	176,699	**資本剰余金**	**3,175,272**
繰延税金資産	5,339	**利益剰余金**	**△1,079,273**
その他	30,539	**新株予約権**	**186,975**
		非支配株主持分	**316,059**
		純資産合計	**2,609,033**
資産合計	**4,916,868**	**負債・純資産合計**	**4,916,868**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,545,724
売上原価		362,352
売上総利益		**2,183,371**
販売費及び一般管理費		2,125,455
営業利益		**57,916**
営業外収益		
受取利息	295	
受取手数料	198	
その他	514	1,008
営業外費用		
支払利息	25,659	
持分法による投資損失	25,620	
株式交付費	9,512	
繰延資産償却	18,176	
その他	7,245	86,214
経常損失		**27,290**
特別利益		
関係会社株式売却益	50	50
税金等調整前当期純損失		**27,239**
法人税、住民税及び事業税	68,099	
法人税等調整額	△12,287	55,811
当期純損失		**83,050**
非支配株主に帰属する当期純利益		49,865
親会社株主に帰属する当期純損失		132,915

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2023年12月1日残高	10,100	5,330,630	△4,456,442	884,287
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	677,313	677,313		1,354,627
減資	△677,413	677,413		－
連結範囲の変動				－
欠損填補		△3,510,085	3,510,085	－
親会社株主に帰属する当期純損失			△132,915	△132,915
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				－
連結会計年度中の変動額合計	△100	△2,155,357	3,377,169	1,221,711
2024年11月30日残高	10,000	3,175,272	△1,079,273	2,105,999

（単位：千円）

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2023年12月1日残高	134,664	－	1,018,951
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			1,354,627
減資			－
連結範囲の変動		316,059	316,059
欠損填補			－
親会社株主に帰属する当期純損失			△132,915
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	52,311		52,311
連結会計年度中の変動額合計	52,311	316,059	1,590,082
2024年11月30日残高	186,975	316,059	2,609,033

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　3社

主要な連結子会社の名称

株式会社Liquid

X PLACE株式会社

株式会社アドメディカ

連結範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社アドメディカの株式を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社MYCITYは、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の数　1社

主要な会社等の名称

株式会社IDEAL

（2）持分法の適用範囲の変更

（減少）

当連結会計年度において、当社の持分法適用関連会社であった株式会社SYMBOLは、同社の株式を売却したため、持分法の適用の範囲から除外しております。

（3）持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

PT. Indoliquid Technology Sukses

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社Liquid及びX PLACE株式会社の決算日は連結決算日と一致しております。

連結子会社のうち、株式会社アドメディカの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては９月30日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

関係会社株式……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品、貯蔵品 ……月次総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……主として定率法

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）及び、2016年4月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５年
建物附属設備	3～15年
工具器具備品	４～８年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

顧客関連資産	10年
ソフトウエア	５年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は５年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

LIQUID eKYC及びELEMENTS CLOUDについては、顧客とのサービス利用契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っており、契約期間に応じて利用環境を提供することで履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたり収益を認識しております。また、初期導入費用等については、初期設定業務によりサービスを顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。

その他のプロダクト提供業務については、作業の進捗に応じて履行義務が充足されますが、取引開始日から履行義務を完全に充足すると見込まれる時点までの期間が短い取引については、契約における履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。なお、顧客への財またはサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を表示しております。

すべての取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね２ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

株式交付費	……支出時に全額費用処理をしております。
のれんの償却期間及び償却方法	……５年間の定額法により償却しております。
重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	……外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用	……当社及び一部国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（会計上の見積りに関する注記）

企業結合により取得したのれん及び無形資産の評価

（1）当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん	304,418千円
顧客関連資産	584,469千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産は、2024年２月29日に株式会社アドメディカを取得した際に計上したものであり、のれんは５年、顧客関連資産は10年の均等償却を行っております。当社は当該株式の取得原価を決定するにあたり、外部の専門家を利用して株式会社アドメディカの事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローの現在価値等を踏まえて株式価値を算出しております。また、当社は外部の専門家を利用して取得原価の配分を行っており、識別された無形資産の時価を当該資産から得られる将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて測定しております。その結果、のれん358,139千円及び顧客関連資産631,858千円が計上されております。当連結会計年度末ののれんの未償却残高は304,418千円、顧客関連資産の未償却残高は584,469千円であります。将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画は、売上高等に一定の仮定を用いて策定しております。

のれん及び顧客関連資産については、取得時における株式会社アドメディカの事業計画の達成状況等に基づき減損の兆候の有無を検討しております。のれん及び顧客関連資産を含む資産グループにて減損の兆候を識別した場合、事業計画を基に割引前将来キャッシュ・フローを算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識を判定します。当連結会計年度において減損の兆候はないと判断しておりますが、将来の事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、のれん及び顧客関連資産の減損損失が発生する可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

（1）担保に供している資産

預　金	100,064千円
計	100,064千円

（2）担保に係る債務

当連結会計年度末において、担保に係る債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　80,802千円

3. 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	780,000千円
借入実行残高	233,332千円
差引借入未実行残高	546,668千円

5. 棚卸資産

商品	3,440千円
貯蔵品	41千円
計	3,481千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　24,501,814株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　2,352,200株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金を基本とし、資金調達については増資や金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等の債務は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券について、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（※２）	1,302,499	1,215,640	86,858
リース債務（※３）	217,947	233,727	△15,779
負債計	1,520,446	1,449,367	71,078

※1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 「１年内返済予定の長期借入金」は、長期借入金に含めて表示しております。

※3. リース債務については、１年以内リース債務を含めて表示しております。

※4. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区　　分	2024年11月30日
非上場株式	176,699

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区　　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長期借入金	－	1,215,640	－	1,215,640
リース債務	－	233,727	－	233,727
負債計	－	1,449,367	－	1,449,367

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

		合　計
IoP Cloud事業	一時点で移転される財及びサービス	356,274
	一定の期間にわたり移転される財及びサービス	2,189,449
	顧客との契約から生じる収益	2,545,724
	その他の収益	－
	外部顧客への売上高	2,545,724

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	373,925
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	391,581

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	85円95銭
1株当たり当期純損失	5円66銭

（企業結合に関する注記）

（取得による企業結合）

1．企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社アドメディカ（以下、「アドメディカ」という。）

事業内容　ヘルスケア事業、WEB広告事業、メディカルサプライ事業

（2）企業結合を行った主な理由

当社グループは「自分だけの要素を知ることで、より自分らしい生き方を選択できる世界に」をビジョンに掲げ、現在は「個人認証」「個人最適化」「個人情報管理」の３つのソリューション事業を展開しております。アドメディカは、株式会社ケアネットの持分法適用会社で、ヘルスケア事業、WEB広告事業及びメディカルサプライ事業を営んでおります。同社が有する既存の事業基盤に当社グループが有する各ソリューションを組み合わせ、新たな広告商品の開発やWebメディアの開発といったシナジーを創出し、当社グループ全体の事業強化を図ってまいります。

（3）企業結合日

2024年２月29日（株式取得日）

2023年12月31日（みなし取得日）

（4）企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

（5）結合後企業の名称

変更ありません。

（6）取得した議決権比率

50.1％

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、アドメディカの議決権50.1％を取得したことによります。

2．当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2024年１月１日から2024年9月30日

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価(現金)	625,400千円
取得原価	625,400千円

4．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリーに対する報酬・手数料等　4,777千円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
①発生したのれんの金額
358,139千円
②発生原因
主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。
③償却方法および償却期間
５年間にわたる均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	329,882千円
固定資産	22,738千円
資産合計	352,621千円
流動負債	232,465千円
負債合計	232,465千円

7．のれん以外の無形資産に配分された金額及び種類別の内訳並びに償却期間

種類別の内訳	金額	償却期間
顧客関連資産	631,858千円	10年

（共通支配下の取引等）

1．取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称　株式会社MYCITY（以下、「MYCITY」という。）

事業内容　住宅における生活環境の最適化サービス

(2) 企業結合日

2024年11月１日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社として、MYCITYを消滅会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他の取引の概要に関する事項

MYCITYでは、住宅における生活環境の最適化に関する事業等を行っていますが、管理コストの観点から当社にて一体運営する方がより効率的と判断したため、当社に吸収合併することについて決定しました。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

（重要な後発事象に関する注記）

（株式取得による会社等の買収）

当社は、2025年１月14日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社ポラリファイ（以下、「ポラリファイ」という。）の株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。

１．企業結合の概要

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社ポラリファイ

事業の内容　改正犯収法に対応した本人確認（eKYCサービス）、生体認証サービス

（２）企業結合を行う主な理由

現在の当社グループの主力事業は本人確認サービス「LIQUID eKYC」となっておりますが、2025年1月現在で、累計本人確認回数が約6,000万件に迫る国内有数のサービスとなっております。ポラリファイは、2017年に設立され、金融庁からFintech企業として第一号の認可を取得した株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「SMFG」という。）の連結子会社となります。ポラリファイは、生体情報を用いた認証サービスの提供を行っており、主力の身元確認サービス「Polarify eKYC」は、「LIQUID eKYC」と並ぶ国内有数の本人確認サービスとなります。

今回、ポラリファイを子会社化することで、当社グループは累計本人確認回数は約1億2,000万件となり、日本国内のeKYC市場におけるリーディングカンパニーとしてのポジションの地位を確固たるものとすると考えております。

今後は株式会社Liquidで開発していた各種ソリューションのポラリファイ顧客への販売や、各種システムの統合等を通じたシナジー効果による収益改善の実現に取り組んでまいります。更には両社のリソース・知見を活用した個人認証ソリューションの開発・販売を通じ、近年増加傾向にある金融犯罪の抑止に貢献するKYCソリューションを提供していくことを想定しております。

（３）企業結合日

2025年３月27日（予定）

（４）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

（5）結合後企業の名称
変更はありません。

（6）取得する議決権比率
95.01%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳（概算額）

取得の対価　現金	1,539百万円
取得原価	1,539百万円

3．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等（概算額）　18百万円

貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,389,696**	**流動負債**	**535,411**
現金及び預金	2,203,580	未払費用	376
売掛金	150,830	短期借入金	233,332
関係会社売掛金	403,116	1年内返済予定の長期借入金	81,000
貯蔵品	41	リース債務	47,009
前払金	44,784	未払金	159,074
前払費用	18,758	未払法人税等	1,014
関係会社未収入金	117,435	預り金	10,277
関係会社短期貸付金	421,000	その他	3,326
未収還付法人税等	35	**固定負債**	**928,543**
その他	44,597	長期借入金	751,499
貸倒引当金	△14,483	資産除去債務	6,106
固定資産	**1,203,109**	リース債務	170,937
有形固定資産	**233,589**	**負債合計**	**1,463,954**
建物附属設備	25,056	**(純資産の部)**	
工具器具備品	14,048	**株主資本**	**2,941,875**
リース資産	194,484	**資本金**	**10,000**
無形固定資産	**72,437**	**資本剰余金**	**3,018,160**
ソフトウエア	72,437	資本準備金	2,975,376
投資その他の資産	**897,082**	その他資本剰余金	42,783
関係会社株式	872,530	**利益剰余金**	**△86,284**
出資金	10	その他利益剰余金	△86,284
関係会社長期貸付金	90,000	繰越利益剰余金	△86,284
その他	24,542	**新株予約権**	**186,975**
貸倒引当金	△90,000	**純資産合計**	**3,128,851**
資産合計	**4,592,805**	**負債・純資産合計**	**4,592,805**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,070,758
売上原価		37,164
売上総利益		**1,033,594**
販売費及び一般管理費		1,029,744
営業利益		**3,849**
営業外収益		
受取利息	28,409	
業務受託料	23,620	
その他	220	52,250
営業外費用		
支払利息	21,957	
繰延資産償却	18,176	
株式交付費	9,512	
その他	2,419	52,065
経常利益		**4,033**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	16,403	
関係会社株式売却益	50	16,454
特別損失		
関係会社株式評価損	7,999	
関係会社貸倒引当金繰入額	99,830	107,830
税引前当期純損失		**87,342**
法人税、住民税及び事業税	950	
法人税等調整額	△2,007	△1,057
当期純損失		**86,284**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2023年12月1日残高	10,100	5,173,518	－	5,173,518
事業年度中の変動額				
新株の発行	677,313	677,313		677,313
減資	△677,413	△2,875,454	3,552,868	677,413
欠損填補			△3,510,085	△3,510,085
当期純損失				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	△100	△2,198,141	42,783	△2,155,357
2024年11月30日残高	10,000	2,975,376	42,783	3,018,160

（単位：千円）

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2023年12月1日残高	△3,510,085	△3,510,085	1,673,533	134,664	1,808,197
事業年度中の変動額					
新株の発行			1,354,627	－	1,354,627
減資			－		－
欠損填補	3,510,085	3,510,085	－		－
当期純損失	△86,284	△86,284	△86,284		△86,284
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				52,311	52,311
事業年度中の変動額合計	3,423,800	3,423,800	1,268,342	52,311	1,320,653
2024年11月30日残高	△86,284	△86,284	2,941,875	186,975	3,128,851

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針）

（1）重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

関係会社株式……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

貯蔵品

月次総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（2）重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……主として定率法

ただし、2016年4月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　３～15年

工具器具備品　　４～８年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア　　５年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は５年であります。

（3）重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主な収益は、関係会社からの業務受託料であり、関係会社との業務受託契約に基づき、業務受託等を履行義務としています。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。

ELEMENTS CLOUDについては、顧客とのサービス利用契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っており、契約期間に応じて利用環境を提供することで履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたり収益を認識しております。

その他のプロダクト提供業務については、作業の進捗に応じて履行義務が充足されますが、取引開始日から履行義務を完全に充足すると見込まれる時点までの期間が短い取引については、契約における履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。

すべての取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね３ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

株式交付費……支出時に全額費用処理しております。

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準……外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計上の重要な見積りに関する注記）

関係会社株式及び関係会社貸付金の評価

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
関係会社株式	872,530
関係会社短期貸付金	421,000
関係会社長期貸付金	90,000

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式につき、取得価額と実質価額とを比較し、関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、概ね５年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、取得価額を実質価額まで減額し、当該減少額を関係会社株式評価損として計上することとしております。将来の収益性は取締役会で承認された事業計画を基礎として判断しておりますが、当該事業計画は、売上高等に一定の仮定を用いて策定しております。関係会社株式に関し、当事業年度において関係会社株式評価損7,999千円を計上いたしました。

また、関係会社貸付金につき、対象会社の財政状態に加え、各社の将来事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を考慮して、個別に回収可能性を見積ったうえで回収不能見込額について関係会社貸倒引当金を計上しています。当該事業計画は、売上高等に一定の仮定を用いて策定しております。関係会社長期貸付金に関し、当事業年度において関係会社貸倒引当金繰入額99,830千円を計上いたしました。

将来の事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、関係会社株式、関係会社貸付金の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

（1）担保に供している資産

預　金	100,064千円
計	100,064千円

（2）担保に係る債務

当事業年度末において、担保に係る債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　62,688千円

3. 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	730,000千円
借入実行残高	233,332千円
差引借入未実行残高	496,668千円

5. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	954,205千円
長期金銭債権	90,000千円
短期金銭債務	1,583千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	715,869千円
営業取引以外の取引高	51,796千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金及びソフトウエアに関する金額でありますが、全額評価性引当額を計上しており繰延税金資産の計上額はありません。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	㈱Liquid	所有100.00%	役員の兼任 経営管理業務の受託 事務所賃貸 運転資金の貸付	業務受託	681,060	関係会社売掛金	397,023
				事務所賃貸	13,200	関係会社未収入金	104,843
				資金の貸付	－	関係会社短期貸付金	421,000
				利息の受取	18,970	関係会社未収収益	6,332
子会社	㈱MYCITY	所有100.00%	役員の兼任 経営管理業務の受託 業務の委託 事務所賃貸 運転資金の貸付	事務所賃貸	6,820	関係会社未収入金	－
				利息の受取	8,874	関係会社長期未収入金	－
子会社	㈱X PLACE	所有80.00%	役員の兼任 業務の受託 事務所賃貸 運転資金の貸付	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	90,000

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理業務の受託料は、マネジメントフィーと財務・経理・人事・総務等の管理業務受託料になっております。マネジメントフィーについては、経営指導契約書・ライセンス契約書に基づき計上しております。財務・経理・人事・総務等の管理業務受託料については、当該役務の提供に必要な費用を総合的に勘案し、交渉のうえ決定しております。
2. 事務所賃料については、占有面積を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. ㈱X PLACEに対する長期貸付金に対して貸倒引当金90,000千円を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役員	長谷川敬起	被所有0.63%	当社代表取締役社長	新株予約権の行使	30,720	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の権利行使は、2016年11月22日開催の取締役会決議に基づき付与された第４回新株予約権及び2016年11月22日開催の取締役会決議に基づき付与された第５回新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
   連結注記表「収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

2. 収益を理解するための基礎となる情報
   「重要な会計方針（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
   連結注記表「収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	120円07銭
1株当たり当期純損失	3円68銭

（企業結合に関する注記）

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象に関する注記）

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年１月27日

株式会社ELEMENTS
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　村　尊　博
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　正　木　　剛

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ELEMENTSの2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ELEMENTS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　注記事項（重要な後発事象に関する注記）に記載されている通り、会社は、2025年１月14日開催の取締役会において、株式会社ポラリファイの株式を取得し、子会社化することについて決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年１月27日

株式会社ELEMENTS
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　村　尊　博
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　正　木　　剛

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ELEMENTSの2023年12月1日から2024年11月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　注記事項（重要な後発事象に関する注記）に記載されている通り、会社は、2025年１月14日開催の取締役会において、株式会社ポラリファイの株式を取得し、子会社化することについて決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年12月１日から2024年11月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告等、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告等は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年２月３日

株式会社ELEMENTS　監査等委員会

監査等委員　井上伸一

監査等委員　沖田貴史

監査等委員　石川正俊

（注）監査等委員井上伸一、沖田貴史及び石川正俊は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

会　場　案　内　図

■会場　東京都中央区日本橋室町１丁目５番５号
室町ちばぎん三井ビルディング８階
日本橋ライフサイエンスハブ LSH-A会議室



■交通のご案内

東京メトロ銀座線、半蔵門線「三越前」駅直結